

論 説

フランスにおける外国人の社会保護への権利
——「連帯」概念からの検討——

塚 林 美 弥 子

序

第1章 社会保護における外国人の法的地位

第1節 1993年法と本法をめぐる憲法院判決

第2節 1993年法の問題点

第2章 滞在許可証の性格と交付・更新の条件

第1節 滞在許可証—1993年法以前と以後

(1) 1993年法以前

(2) 1993年法以後

第2節 「選別的移民」政策

(1) 2006年法

(2) 2016年法

第3章 「連帯」概念からの検討

第1節 「連帯」概念について

(1) レオン・ブルジョワの「連帯主義」

(2) 第三共和制期の「連帯」

第2節 外国人と「連帯」概念

(1) 1946年憲法と「連帯」概念

(2) 外国人の社会保護への権利

結

序

2018年6月15日、安倍内閣は「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、労働市場における人手不足の深刻化から、「我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている」として、新たな外国人労働者受入れ策を打ち立てた。⁽¹⁾従来、日本の外国人受入れ政策は高度な専門知識を持つ外国人に限定してきたが、これを転換し、一定の研修や試験を修了、合格すれば、最大で5年間の就労資格を得られるようにした。特に人手不足が深刻な建設・農業・介護等の分野を対象に門戸を広げる方針で、これら分野では求められる日本語能力の基準を引き下げ、日本語が苦手な外国人も積極的に受入れる。この政策は2025年までに単純労働分野における外国人労働者数が50万人以上となることを想定している。⁽²⁾

「基本方針」によれば、これは「移民政策とは異なるもの」である。そして「外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む」ことを明言している。⁽³⁾「移民政策ではない」ということは、外国人労働者の在留資格期間に上限を設定し、これが切れれば帰国する、つまり当該外国人労働者は近い将来日本を出ていくということを前提にしている。

しかし、制度上はそうであったとしても、外国人労働者を単なる「一時滞在者」と考えるだけでは、共に社会を支え、共に生活を営む者として長期的かつ総合的な視野でこの者たちの環境を整備するという視点が生まれない。いうまでもなく、日本が積極的に呼び寄せようとする外国人は「労働力」ではなく生きた人間である。外国人労働者の賃金未払いや不当解雇、未成年外国人の教育の問題、生活保障等、社会的な領域で深刻な問題

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(2018年6月15日閣議決定) 26頁。

(2) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」、及び日本経済新聞(2018年5月30日付朝刊)を参照。

(3) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」26頁。

が既に山積している。増加が見込まれる外国人労働者に対し、国内での労働環境や生活を守るという視点、上記の問題を改善・予防する為の取り組みについて、受入れ側の日本政府及び日本社会における議論はどれ程深まっているのだろうか。単発的な「労働力の穴埋め」という発想において、政府方針の言う「外国人が円滑に共生できる」社会は本当に実現できるのだろうか。⁽⁴⁾

このような問題状況が日本において生じていることを踏まえると、歴史的に移民・外国人の問題に向き合い、今もなお国家的課題として外国人との共生の途を模索するヨーロッパから、日本が学ぶことは少なくない。本稿は、フランスにおける外国人の社会保護上の法的・社会的地位を、⁽⁵⁾「連帯 (solidarité)」概念から考察することを目的とする。⁽⁶⁾連帯はフランス社会保障及び憲法上の生存への権利において確立している原理であり、各時

(4) 「現在の日本の外国人数、外国人労働者の数から考えれば、日本はすでに移民国家」であること、これを前提に「多文化共生の視点から受け入れ政策、移民政策を考えなければならぬはず」という指摘は、全く正当なものである。鳥井一平、村山敏、飯田勝康、指宿昭一「〈座談会〉移民国家・日本のいのちの差別——隠される外国人の労働問題」世界6月号（岩波書店、2016年）145頁（指宿発言）。なお、2017年10月時点で日本の外国人労働者数は約128万人であり、前年同時期と比べて18%増加した。厚生労働省ホームページ参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html（2018年9月1日最終閲覧）

(5) 「移民」と「外国人」の意味は厳密には異なる。前者は外国で生まれフランスに移住した者を指し、この中には移住後フランス国籍を取得した者も含まれる。後者はフランス国籍を持たない者で、フランスで生まれた外国籍も含まれる。本稿は基本的には「非正規対滞在の外国人」を扱うが、本文では構成の都合上、法文の文言等厳密に区別する必要がある場合を除いて、「外国人」という言葉を用いることとした。

(6) フランスにおいて社会保護 (protection sociale) とは日本の社会保障にあたる諸制度の総称を指す。また、社会保障 (sécurité sociale) とは、社会保険（老齢年金や疾病保険等）を指し、そこに失業保険や公的な扶助は含まれない。本稿では保険原理に基づかず税を財源とする戦後の最低所得保障を、日本の社会保障制度体系に引き寄せて社会扶助と称することとした。なお、フランスにおける社会保護上の外国人の地位に関する一般的な記述として参照、Michel Borgetto et Robert Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales* 9^e éd, L.G.D.J., 2015, pp. 79-82.

代の社会問題を本概念により乗り越えてきた歴史を有する。連帯は個人々人を互いに結び付け、同時に個人を社会全体へと結び付ける紐帯 (lien) であり、直面した社会問題に応じて様々な形態がとられてきた。⁽⁷⁾ 現行憲法で規範性が認められている1946年第四共和制憲法（以下、1946年憲法と略記する。）前文第11項が社会保護への権利を規定した以降、連帯は憲法上の当該権利を実現する憲法規範としての地位を獲得した。但し、本文で述べる通り、フランスの外国人、特に非正規滞在の外国人に関しては、享受できる社会保護は非常に限定的である。かつてのフランスでは、たとえ非正規滞在であったとしても、外国人がフランス国籍保持者と同等の社会保護制度へアクセスできる回路が広く確保されていた時代もあった。しかし、この条件は政治力学の中でジグザグの途を辿り、現在、外国人が社会保護を享受することは非常に困難になっている。以下の本文では、連帯が一定程度の限界を持つ原理であるものの、社会保護から脱落している外国人たちを包摂する重要な契機があることを明らかにする。

第 1 章 社会保護における外国人の法的地位

フランス世論研究所 (Institut français d'opinion publique : IFOP) が2013年に行ったアンケートによれば、「移民は社会福祉にとって負担であるか」という問いに対し55%のフランス人が、そして「移民はフランスにとって悩みの種であるか」という質問には50%のフランス人が肯定した。これに対し、「移民はフランスにとって時宜にかなっている」と答えた者は39%であった。前者と後者の数字は2008年とちょうど反対であったという。⁽⁸⁾

移民がフランス社会保護制度の利用を目的として入国する、その結果移

(7) Serge Paugam, «Les cycles de la *Solidarité* envers les pauvres», in: Robert Castel et Nicolas Duvoux (dir.), *L'avenir de la Solidarité*, PUF, 2013, p. 23.

(8) Xavier Chojnicki et Lionel Ragot, «L'incidence fiscale de l'immigration», *Informations sociales*, n° 194, 2016, p. 39.

民への給付が大きな財政負担となっているという言説は、その時々⁽⁹⁾の権力担当者によって移民規制立法の根拠として持ち出された。しかし、移民が利用可能な社会保護の諸措置は特に1990年代以降、非常に限定的であったため、そうした言説が事実であるか否かには慎重な検討を要する。

現在のフランスにおける外国人の社会保護上の基本的枠組みは1993年に制定された「移民抑制及び外国人のフランス入国受入在留条件に関する法律」⁽¹⁰⁾（以下、1993年法と略記する。）によって確定した。1993年法は、各手当給付が不法移民を助長しているとして、この抑制のために外国人の社会保護へのアクセスを制限した。そこで、以下では1993年法と、本法で提示された社会保護に関する各種条件付けについて審査を行った憲法院判例を概観する。

第1節 1993年法と本法をめぐる憲法院判決

1993年2月の国民議会選挙においてそれまで与党であった社会党は大敗北を喫し、保守派政党のバラデュール（Édouard Balladur）が首相に任命された。バラデュールは当時内務大臣として入閣していたパスクワ（Charles Pasqua）の支持を獲得し、移民抑制法案の作成に着手する。そして1993年7月13日、パスクワの主導で作成された本法案が可決されることとなる。彼は「フランスはもはや移民の国であることを望んではいない。」と宣言し、「移民ゼロ」を政策の目標に掲げた⁽¹¹⁾。実際に作成された1993年法は、「外国人はフランスに滞在するいかなる権利も有していないという⁽¹²⁾考え方」に基づき、難民審査や外国人の家族呼び寄せ条件の厳格化の改正

(9) かつて首相を務めたフィヨン（François Fillon）は移民がフランスの中で財政的コストになっていることを強調し、移民が「負担者であることをやめるべきだ」と断言した。Chojnicki et Ragot, «L'incidence fiscale de l'immigration», p. 49.

(10) 別名パスクワ法。Loi n° 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l'immigration et aux conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France.

(11) Patrick Weil, *La France et ses étrangers: L'aventure d'une politique de l'immigration de 1938 à nos jours*, nouvelle édition refondue, Gallimard, 2004, p. 290.

(12) Danièle Lochak et Carine Fouteau, *Immigrés sous contrôle. Les droits des*

等、移民への締め付けを多岐に渡って行うもので、制定時点では「最も厳しいといわれる」⁽¹³⁾内容であった。また、本法第25条に規定される退去処分の適用免除に該当する者（家族関係や居住実績によりフランスとの強い繋がりが認められる者、未成年の外国人、5年以上の拘禁刑確定判決を受けていない等）が、滞在資格の申請条件（正規滞在証の交付については後述。）として新たに導入された「入国及び滞在の正規性」に抵触する場合、強制退去の対象にならなくとも正規化する方法も閉ざされているという深刻な問題をも孕む内容であった。⁽¹⁴⁾

既述の通り、1993年法は外国人の社会保護に関しても重要な変更を行った。本法制定以前は、外国人労働者は雇い入れとともに、在留及び就労資格の適法・不適法を問わずすべて社会保障法典（Code de la Sécurité Sociale : CSS）に規定される社会保険（商工業被用者対象。医療保険、労災保険等を含む。）の強制適用対象となり、雇用主は労働者負担分も含めて保険料納付義務を負っていた。また、家族社会扶助法典（Code de la famille et de l'aide sociale : CFAS）に規定される非抛出の社会保護制度に関しては、従来、国際協定の受益者である外国人（当時の EC 諸国民・二国間協定国民等）とそうではない外国人の категория に分類され、前者にはフランス国民と同等の社会扶助が保障され、後者には在留資格の適法性の如何にかかわらず、すべての者に医療施設での医療扶助等の基礎的な保護が確保されていた（CFAS 186条）。

これに対し、1993年法は同法第36条によって CSS に115-6 条を加え、「外国籍の者はフランスにおける立法に対して適法な状態にある場合又は

étrangers: un état des lieux, Le Cavalier Bleu, 2008, p. 22.

(13) 高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題（二）——ドゥブレ法以後」レファレンス574号（1998年）、89頁。

(14) 1993年法につき、参照、山崎文夫「フランスの外国人と社会保障の権利」国士館大学法学会26巻（1994年）226-234頁、高山「フランスにおける不法滞在者と正規化問題（二）」89-90頁、林瑞枝「一九九三年度フランスにおける移民関係法令の変更とその意義について1～6・完」時の法令1467号41頁、1469号43頁、1471号47頁、1473号65頁、1477号58頁、1479号（1994年）55頁。

在留資格更新請求の受領証の保持者である場合にのみ、義務的な社会保障制度に加入することができる。」と定めた。⁽¹⁵⁾ また、1993年法第38条及び第40条により CFAS 186条が改正され、受給対象者が旧規定の「国際条約の受給者でない外国人」から「外国籍の者」へと変更し、一部例外を除いて⁽¹⁶⁾ 外国人への給付条件は「フランスに適法に在留するための資格を証明すること」とされた。

本法は7月15日に86人の国民議会議員と60人の元老院議員（いずれも社会党所属）によって憲法院に提訴された。⁽¹⁷⁾ 各議員は社会保護に係る箇所（36条・38条・40条）につき、当該規定が憲法上の平等原則や1946年憲法前文第11項を無視するものと主張したのである。1993年法の合憲性を審査したこの8月13日憲法院判決は、外国人の憲法上の地位を明らかにする点で最も重要な判決と評価されている。⁽¹⁸⁾ 以下、先の諸規定に関する憲法院の判断を簡単に紹介する。⁽¹⁹⁾

(15) その他、外国人が滞在の合法性を満たしていない場合には、原則として障害、老齢、疾病、出産、及び死亡保険の各給付を受給できないこと等を定めた（L. 161-12-1条、L. 161-18-1条、L. 161-25-1条、L. 161-25-2条）。

(16) 以下の扶助は、在留の適法性を問わず外国人も受給することができる。1. 児童に関する社会扶助。2. 宿泊・社会復帰センター入所の場合の社会扶助。3. 医療施設で施される治療又はその際に命じられる処方の場合の医療扶助。4. 居宅医療扶助。但し、外国籍の者に要求されるフランスに適法に在留するための資格又は3年以上フランス本土に中断なく居住することを証明しなければならない。5. CFAS 158条及び160条に定める高齢者及び身体障害者に与えられる諸手当。但し、70歳以前に15年以上フランス本土に中断なく居住したことを証明できることを条件とする（以上、93年法第38条）。邦訳につき、山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」226-232頁を参照。

(17) Décision n° 93-325 DC du 13 août 1993, *Revue française du droit constitutionnel*, n° 15, 1993, p. 583.

(18) 菅原真「フランス憲法院と外国人の権利」名古屋市立大学大学院人間文化研究第12号（2009年）45頁、Bruno Genevois, «Un statut constitutionnel pour les étrangers. À propos de la décision du Conseil constitutionnel n° 93-325 DC du 13 août 1993», *Revue française de droit administratif*, 1993, p. 871, Lola Isidro, *L'étranger et la protection sociale*, Dalloz, 2017, p. 315.

(19) 本憲法院判例の社会保護をめぐる判断につき、下記を参照。Genevois, «Un

本判決はまず判決理由の冒頭で「憲法的価値を有するいかなる原則及び規範も外国人に対して、領土への入国及び在留の一般的かつ絶対的な権利を保障してはいない。外国人の入国及び在留条件は、政府当局に特別の規範に基づいた広範な権限を付与する行政警察措置により制限することができる。それは、公的機関に広い権限を付与し、特別な規範に基づくものである。かくして、立法者は自ら定める一般的利益を有する目的を実現することができる。こうした法的枠組みにおいては、外国人は国籍保持者と異なった状況に置かれている。」(cons. 2)として立法者の裁量を認め、外国人に対し国民とは異なった法規範を適用することを正当化する。そして「しかしながら、立法者が外国人に対して特別の規定を定めることができるとしても、フランス領土に移住するすべての者に認められる憲法的価値を有する基本的自由及び権利を遵守するのは立法者の義務である。」(cons. 3)と述べた後外国人に保障される権利を列挙し、これに加えて(en outre)、「外国人は、フランス領土に安定的かつ適法に(de manière stable et régulière)居住している場合には、社会保護への諸権利(des droits à la protection sociale)を享受する。」(cons. 3)と述べた。そして1993年法36条に規定されるCSSの改正については「フランス領土で適法に居住及び就労する外国人と適法性の要件を満たさない外国人は、法律の目的に関

statut constitutionnel pour les étrangers. À propos de la décision du Conseil constitutionnel n° 93-325 DC du 13 août 1993», pp. 880-882., Jean-Jacques Dupeyroux et Xavier Prétot, «Le droit de l'étranger à la protection sociale», *Droit Social*, 1994, p. 69, 本判決の邦語評釈として山崎文夫「不法移民労働者と社会保障の権利」労働法律旬報1353号(1995年)36頁、フランス憲法判例研究会(編集代表辻村みよ子)『フランスの憲法判例』(信山社、2002年)67-72頁〔光信一宏〕がある。また、本判決で扱われた庇護権につき、当該憲法院判決を覆すため政府によって憲法改正手続きがとられたことに注目する論考として、今関源成「憲法院と一九九三年移民抑制法」浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』(2001年、三省堂)99頁。フランス憲法上の「通常の家族生活を営む権利」が初めて「憲法化」されたことを検討する論考として、飯館晶子「フランスにおける『通常の家族生活を営む権利』と家族の再結合」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要第3号(2005年)87頁。

して同一の状況にはない。」(cons. 118)として平等原則違反を認めなかった。また同法第38条に規定される CFAS の改正に関しては、「1946年憲法前文第11項の規定する原則を遵守して、各自の権限に従って、その実施態様を決定するのは、立法者及び政府の権限に属することである。」(cons. 125)として大幅な裁量を認め、1993年法の社会保護に係る各規定を合憲と判示した。

第2節 1993年法の問題点

1993年法以降、国際協定の受益者か否かにかかわらず、適法状態にある外国人であれば各種保険や医療扶助等の社会保護をフランス人と同等に享受できるものとされた。1993年法によってヨーロッパ域内出身者と域外出身者との間での差別的な取扱いが撤廃されたということ、そして滞在の違法・適法を問わずに受給できる基礎的な保護が従来よりも充実している点については、肯定的に評価される側面もある。⁽²⁰⁾しかし、下記の通り1993年法には批判されるべき点があると考えられる。

何よりもまず、本法が基本的に非正規滞在者を社会保護へのアクセスから除外していることを問題点として指摘したい。1993年以降は、適法状態にない外国人の保険加入は労災保険給付に限定され、また1993年法制定まで就労し社会保険費を支払ってきた不法滞在の外国人たちも手当給付の一切の権利を喪失してしまっ⁽²¹⁾た。そして1993年の判決により憲法院はこれを肯じて、外国人の社会保護への権利は居住の適法性と安定性に従属する性質のものと判断した。例外的にいくつかの社会保護が非正規滞在の外国人にも認められているものの、一定の居住要件が課されており、この点は無保障状態の外国人にとっては物理的・精神的に大きな障害であるといえる。非正規滞在の外国人はそもそも安定した住宅にたどり着くことが困難なのであり、これを果たしたとしても契約更新ができない等の理由から、

(20) 山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」226頁。

(21) Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, p. 22.

路上生活を余儀なくされる者も少なくない。路上生活は物理的に過酷なだけでなく、「人間としての存在そのものを否定されてしまうような恐怖を⁽²²⁾伴う」。

また、滞在の適法性及び「安定的」な居住が給付条件として要請されている、重要な非拋出の各種社会扶助手当がなおも残っている。例えば、RMI（参入最低限所得：Revenu minimum d'insertion、現在は RSA〔積極的参入所得：Revenu de solidarité active〕制度）制度に代表される「最後のセーフティーネット」と言われる最低限所得保障については「例外」規定に⁽²³⁾該当せず、滞在の合法性に加えて一定の居住要件が課される（RMI 制度には 3 年、RSA 制度には 5 年の滞在期間が受給要件とされる。）。第 3 章に詳細は譲るが、RMI 制度は 1970 年代後半の経済危機に直面したフランスが、社会的排除に抗し新たな貧困を克服すること、また弛緩した社会的紐帯に国家が介入しこれを改善することを目的に導入された、従来とは全くタイプの異なる社会扶助制度である。⁽²⁴⁾フランスが RMI 制度という新たな社会保護へと舵を切り、社会的困難を乗り越えようとしていた 1980 年代、このような困難の当事者であった筈の非正規滞在の外国人労働者やその家族が、入国や滞在の非正規性を理由に、社会保護の制度を利用できないことは、本当に妥当な結論だろうか。これらの外国人労働者達を排除すること、社会経済的に大きなプレゼンスを占める外国人を当該社会的紐帯の確保から退かせることは、実は簡単に導出できる結論ではない筈である（こ

(22) 稲葉奈々子「社会を取り戻す人々——フランスにおける都市底辺層の反グローバルイズム運動」社会学評論 62 卷 2 号（2014 年）216-217 頁。非正規滞在者の住宅問題やその権利運動も言うまでもなく重要な点である。また、最低所得保障の手当給付につき、そこで条件とされる「居住」概念そのものの不確定さを批判的に論じるものとして、Jean-Philippe Lhernould, «Minima sociaux et résidence sur le territoire français», *Droit Social*, 1999, p. 366.

(23) Isidro, *L'étranger et la protection sociale*, p. 275.

(24) RMI 制度導入の背景、その革新性につき、拙稿「フランス『連帯』概念の憲法上の位置付け——RMI 制度を素材とする一考察」早稲田法学会誌第 66 卷 1 号（2015 年）241 頁。

の点は後述、第3章で詳しく検討する。)。なお、「安定性」の要件についてもその内実が不鮮明であり、行政の恣意的な運用がなされる等の危惧も指摘されている⁽²⁵⁾。

最後に、本稿の趣旨からはやや外れるが、たとえ滞在が合法であっても、フランス国籍保持者でない場合に給付が認められない手当が残されていることも指摘したい。CSSに規定される高齢者及び障害者に対する非拠出の補足手当 (allocation supplémentaire) については、たとえ滞在が合法であっても1993年法は外国人への当該給付を認めていないのである⁽²⁶⁾。高齢者及び障害者に対する補足手当はフランス国籍を有していることが条件であり (CSS, L. 815-2条, L. 815-3条)、外国人に関しては、ヨーロッパ共同体やフランスと相互性の条約 (conventions internationales de réciprocité) を締結した国の国民に給付の対象が限定されていた (CSS, L. 815-5条)。つまり、これら協定を援用できない、あるいは共同体域外の出身者であった場合は補足手当を受給できない⁽²⁷⁾。

実は、補足手当に関する当該国籍要件及び相互性に関する要件は1993年法制定に先立つ1990年1月22日に憲法院によって違憲と判示されている⁽²⁸⁾。

(25) Dupeyroux et Prétot, *Le droit de l'étranger à la protection sociale*, p. 72, Isidro, *L'étranger et la protection sociale*, p. 298.

(26) 補足手当とは、収入がデクレで定められた額未満の者に対して個別的に当事者の収入を補足する所得保障制度である (1956年創設)。拠出制の高齢年金の支給によっても高齢者の所得保障が十分ではない場合に、これを補うものとして補足手当の受給ができる。本手当は導入当時、貧困な高齢者に対する所得保障を目的としていたが、1957年には給付対象者が障害者にも拡大された。補足手当につき、加藤智章『医療保険と年金保険——フランス社会保障制度における自律と平等』(北海道図書刊行会、1995年) 192-199頁参照。

(27) 補足手当についてフランスと相互性の条約を結んでいたのは、アフリカの7カ国、ヨーロッパの3カ国にとどまる。Haut Conseil à l'intégration, *Pour un modèle français d'intégration*, 1991, p. 130.

(28) Décision n° 89-269 DC du 22 janvier 1990 *Égalité entre Français et étrangers*. 本判決につき、参照、Xavier Prétot, «La conformité à la Constitution de la loi portant diverses disposition relatives à la Sécurité sociale et à la santé», *Droit Social*, 1990, p. 362.

当該判決によれば、補足手当は「高齢の人々、就労が不可能となった人々に対して、その出身がいかなるものであろうとも、…最低限の収入がない場合に与えられる」ものであり、「フランスに合法的に居住する外国人を手当の利益から排除することは、彼らが国際協定あるいはそれらに基づいて採択された規則を利用できないときには、憲法上の平等原則を侵害する。」。

確かに、ある外国人が医療扶助等を含む CFAS に規定された社会保護制度の利用を望んだ場合、1993年法の制定により受給の可否が自らの出身国に左右されなくなったという点では1990年の憲法院判決を受けて改正されたものとして歓迎できるかもしれないが、かねてより受給者を国籍保持者に限定する点で批判の対象となっていた補足手当に対して1993年法は何ら変更を行っておらず、依然として外国人は当該手当の給付対象から除外されている。憲法院判決を受けてもなお1993年法の立法者らは補足手当の給付条件を「修正しないよう気を配り」、本法は1946年憲法の「全面的な遵守には至らなかつた」⁽³⁰⁾ ので⁽³¹⁾ある。

(29) 山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」233頁。

(30) Genevois, «Un statut constitutionnel pour les étrangers. À propos de la decision du Conseil constitutionnel n° 93-325 DC du 13 août 1993», p. 881.

(31) 1990年1月22日の憲法院判決を受けても CSS. L. 815-5 条が維持された形式的な理由は下記の通り。1990年の判決は、立法府が提案した CSS. L. 815-5 条を改正する新たな法文（「補足手当は、共同体の規則が適用される場合、もしくは相互性の国際協定が適用される場合のみ、外国人に対して支給される。」）を平等原則から違憲と判断するものであった。フランス憲法院は事前審査型（当時）の憲法裁判所であるため、本判決によって CSS の改正規定が無効とされたのであって既存の CSS 規定は存続するという、「一見逆説的であるが、法的には避けがたい」結果になったのである。Danièle Lochak, «Quand l'administration fait de la résidence; Les prestations non contributives et les étrangers», *Drole (s) de Droit (s). mélanges en l'honneur de Élie Alfandari*, Dalloz, 2000, p. 407. なお、補足手当受給の国籍及び相互性の条件が廃止されたのは1998年である。

第2章 滞在許可証の性格と交付・更新の条件

これまで見てきたように、フランスにおいて外国人が社会保護への権利を享受できるか否かは、一つには、正規滞在許可証の保持という法的な線引きにかかっているといえる。そこで以下では、滞在許可証の性格及び交付の条件がどのように変遷したかを述べていく。⁽³²⁾

第1節 滞在許可証——1993年法以前と以後

現行の滞在許可証に関する制度は、「入国・滞在及び庇護の権利に関する法典（Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile : CESEDA）」により規定されている。18歳以上の外国人で3カ月以上フランスに滞在しようとする者は、原則として滞在許可証を得ないと正規の滞在が認められない（外交官等少数の例外は除く。）。18歳未満であっても16歳以上で就労を行う者は滞在許可証が必要となる。⁽³³⁾ なお、滞在許可・在留管理行政は内務省所管の移民統合局（Office français de l'immigration et de l'intégration : OFII）が担っている。

滞在許可証の種類は大きく分けて2つある。一方は有効期限1年の臨時滞在許可証（carte de séjour temporaire）であり、他方は有効期限10年の長期滞在許可証（carte de résident）である。両者は滞在目的等に照らしてそれぞれがさらに区分されている。例えば前者には訪問滞在者（visiteur）、学生（étudiant）、給与所得者（salaridé）、臨時労働者（travailleur

(32) Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, pp. 61–62, Clair Report 「フランスの移民政策——移民の出入国管理から社会統合政策まで」 No. 363 (2011年) を参照する。

(33) 欧州経済領域に属する国、及び1994年以降 EU 加盟国出身者は域内の自由移動が承認されたことから入国・滞在規制の対象外となっている。また、かつてフランスの領土であったアルジェリア出身の移民については両国の間で結ばれた二国間協定が優先的に適用され、その協定の枠組みのもとでフランスに滞在することが許可されている。

temporaire)、季節労働者 (saisonnier)、私生活と家族 (vie privée et familiale) 等が含まれており、後者にはフランス国籍者あるいは長期滞在許可証保持者の配偶者等が含まれている。なお、このような形で整理されたのは、後述する1984年の政策においてである。

長期滞在許可証は臨時滞在証に比して法的に安定性の高い証明書である。これを取得すれば、社会保護の享受のみならず、滞在・労働・商業の自由な活動が許可される。従って各政権が移民を法的に抑制しようとした場合、長期滞在許可証の交付や更新の条件変更を行うというアプローチを採用してきた。新たに設定された長期滞在許可証の交付に関する基準が当該政策の性質を表現する一つの指標ともいえるだろう。

1993年法が「最も厳しい」内容という評価を得た理由の一つも滞在証の交付条件にある。そこで、1993年法、及び同法以前・以後の長期滞在許可証の交付条件やその正当化の具体的内容を、以下概観する。⁽³⁴⁾

(1) 1993年法以前

有効期限10年の長期滞在許可証が導入されたのは1984年に遡る。1984年⁽³⁵⁾7月14日の法律(以下、1984年法と略記する。)は、外国人の入国・滞在についての基本法である1945年11月2日のオールドナンス第42-2658号⁽³⁶⁾(以下、1945年オールドナンスと略記する。)において、フランスに「3年以上継続して正規に居住」している外国人に「交付することができる」長期滞在許可

(34) 参照、高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題」レファレンス553号(1997年)61頁、同「フランスにおける不法滞在者と正規化問題(二)——ドゥブレ法以後」レファレンス574号(1998年)88頁、同「フランスにおける不法移民対策と社会統合」外国の立法230(2006年)73-74頁。

(35) Loi n° 84-622 du 17 juillet 1984 portant modification de l'ordonnance n° 45-2658 du 2 novembre 1945 et du code du travail et relative aux étrangers séjournant en France et aux titres uniques de séjour et de travail.

(36) 「フランスにおける外国人の入国及び滞在の条件に関するオールドナンス」Ordonnance n° 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France.

証（第14条）とは別に、第15条で当該許可証を「当然に（en plein droit）」交付する外国人について規定した。この中に「10歳以前からフランスに常住していることが何らかの方法で証明できる外国人」（8°）や「15年以上前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人」（9°）が組み込まれた。そして、非正規滞在者であったとしても一定の居住年数を経た場合には行政の裁量による例外措置としてではなく「当然に」滞在証が交付されることとなった。有効期限年数（10年）も同法によって確定した（第16条）。

1984年法制定から2年後、内閣が保守派政党に交代した際（シラク〔Jacques René Chirac〕内閣の発足⁽³⁷⁾）、1986年9月9日法によって1984年法で設けられた長期滞在許可証の「当然の交付」に、「公序にとり脅威となる（menace pour l'ordre public）場合を除いて」という条件が新たに加わった。さらに、上述の1945年オルドナンス第15条9°のカテゴリーが廃止され、8°のカテゴリーについては「執行猶予のつかない6カ月以上の拘禁刑または執行猶予付き1年以上ないし通算同期間の拘禁刑確定判決」を受けた外国人には長期滞在許可証を交付しないことが規定された。しかし、1989年の社会党内閣のもと制定された1989年8月2日の法律（以下、1989年法と略記する。）⁽³⁸⁾で「15歳以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっていることを何らかの方法で証明できる」外国人であれば、正規滞在証が交付される（1945年オルドナンス第15条12°）として改められ⁽³⁹⁾、1984年にあった条件が復活した（1989年法第10条）。こうして再び、非正規滞在であったとしても一定の条件を満たせば滞在証の交付が権利として「当然に」承認されることとなったのである。

(37) Loi n° 86-1025 du 9 septembre 1986 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France.

(38) Loi n° 89-548 du 2 août 1989 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France.

(39) あるいは、「10年以上正規の身分である」ことを証明した場合にも正規滞在証が交付される。

移民研究の権威であるヴェイユ (Patrick Weil) によれば、外国人にとって滞在証の更新は、自身の地位の脆弱性を示す明白なサインだとされる。正しいかどうかはともかく、外国人が自身の状況が特異であることを感じるのはまさに滞在証の更新時、その窓口においてなのである。外国人は自身の運命を担当者に握られているように感じ、これは時に彼 (彼女) らに決定的なトラウマを残すという⁽⁴⁰⁾。移民にとって自らのフランスにおける心的・物理的な安定を決定的に担保する滞在証につき、10年間有効な長期滞在許可証という区分が1984年に創設されたことは歓迎されるものであった。しかし同時に、非正規滞在者に対する正規滞在証の交付条件というこれほどセンシティブな事柄が、政治状況によって大きく揺れ動くことが当事者である外国人に大きな負担を強いたのは想像に難くない。

(2) 1993年法以後

1993年法により、国際条約の受益者か否かという基準ではなく、外国人の滞在が正規であるか否か、つまり正規の滞在許可証を有しているか否かが、社会保護へのアクセスに関する基本的な基準となったことは第1章で述べた通りである。1993年法はこのように手当給付の条件を滞在の合法性に従属させながら、同時に、滞在許可証の交付・更新手続きを厳格なものとした。

まず、1993年法は第8条により1945年オールドナンス第15条を改正し、これに規定される滞在証の「当然の交付」に、「公序にとり脅威とならない」という1986年法によって設けられた条件を復活させた。そして特筆すべきは、外国人の「滞在が正規のもの」であることが、「当然の交付」の条件として改められたのである。この当然の帰結として、1989年法によって改正された「15年以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっている」という部分⁽⁴¹⁾は廃止されることとなった。このように、1989年当時

(40) Patrick Weil, *La France et ses étrangers*, pp. 248-249.

(41) なお、1993年法は以下の外国人については「入国の合法性」も証明しなければ

「当然に」交付されるカテゴリーに属していた非正規滞在であった者は、1993年法による1945年オルドナンス第15条の改正によって、突如正規化への権利を制限された。これらの非正規滞在者はどれ程居住年数を積み上げたとしても、基本的には非正規の身分にとどまり、そして当然、第1章で述べた通り、1993年法で設定された枠組みの中では社会保護上の権利も享受できない。

こうして1993年法は「非正規滞在であっても居住期間が長ければ正規化できる」という原則を転換した。それでは、1993年以降の移民関係政策はどのような内容であったか。おおまかに描写すれば、フランス政府は外国人に対する社会保護上の枠組み（滞在の合法性と安定性という条件）を基本的に維持しつつ、この保障制度の枠組みの中に参与する条件を一層厳格なものにしてきたと評価できる。つまり、正規滞在許可証獲得までのハードルを上げることで、外国人がフランス社会において生存・生活保障の受益者となることをより困難にしていたのである。

第2節 「選別的移民」政策

1993年法によって外国人はかつて大幅に認められていた正規滞在の権利が制限され、また同法制定以降は滞在の合法性と社会保護受給権とのリンクが確立したことから、結果的に後者の権利も制限される事態となった。この外国人の社会保護に関する基本枠組みは現在でも維持され続けている。ところで、2006年以降、移民政策は新たな展開を迎えることとなる。それは「選別的移民」政策と呼ばれ、当時のサルコジ（Nicolas Sarkozy）政権が開始したものである。サルコジ政権下では、時を同じくして非拠出のRSA制度創設の根拠として「積極的連帯」概念が提唱されているのだ

ならないとした。フランス国籍在留者と結婚した外国人（1°）、フランス国籍在留者が扶養している外国人子どもと老親（2°）、フランスに在住するフランス人の子の父または母親である外国人（3°）、労災・職業病の受給者である外国人（4°）、滞在証を持っている外国人の配偶者と子（5°）。

⁽⁴²⁾が、実は、正規滞在条件をめぐる移民政策にも「連帯」やその基礎にある社会的紐帯に関する彼の思想が反映されているように思われる。さらに、サルコジ政権下で実施された移民政策に関し、重要な変更を行ったのが2016年に実施された CESEDA 改正を始めとする新たな政策であった。そこで以下では、「選別的移民」政策の中身を2006年と2016年とを軸に確認する。

(1) 2006年法⁽⁴³⁾

①「選別的移民」政策と新たな滞在許可証

2002年の大統領選は、移民排斥を掲げて支持を伸ばした極右政党・国民戦線 (Front National) のルペン (Jean-Marie Le Pen) 党首が決選投票に進むという「第五共和制が始まって以来の大波乱」となった。⁽⁴⁴⁾2001年アメリカ合衆国で発生した同時多発テロを契機として移民の諸権利よりも受入国社会の「安全」を優先させる風潮が広がるなか、治安問題や失業問題の原因を移民の存在に見出すことで、国民戦線は一定の支持を獲得したのである。この結果を受け、フランスでは連日大規模な反極右のデモが巻き起こり、結果的には5月にシラクが再選を果たすこととなる。

シラク当選後、下院議員として同じ政党に所属していたサルコジが内務大臣に就任した。サルコジは内相就任の際、2002年大統領選挙において最大の争点となった治安対策、不法移民の強制退去を最優先事項に掲げた。実際、彼は同年にフランス最北端カレー市近郊サンガレット難民収容所を閉鎖し、また、2003年には各知事にむけた通達により、具体的な数字を示

(42) 拙稿「フランス RSA 制度における『連帯』概念の位置付け——RMI 制度から RSA 制度への転換を手がかりとして」早稲田法学会誌67巻1号 (2016年) 283頁。

(43) 主に、高山「フランスにおける不法移民対策と社会統合」75-87頁、野村佳世「『サン・パピエ』と『選別的移民法』にみる選別・排除・同化」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランスの平等』(東京大学出版会、2009年)を参考とする。

(44) 渡邊啓貴『現代フランス「栄光の時代」の終焉、欧州への活路』(2015年、岩波現代選書) 128頁。

しながら強制退去の数を2倍にすることを要請し、不法移民の強制退去にかける予算は3倍になった。⁽⁴⁵⁾2000年代、サルコジはこのような政策を法的に根拠付けるために、「立法のインフレ」⁽⁴⁶⁾と形容されるほど次々と移民関係立法を成立させていく。

これら一連の立法のうち2006年7月24日の法律⁽⁴⁷⁾(以下、2006年法と略記する。)の策定過程でサルコジは所謂「選別的移民」政策を提言する。サルコジによれば、従来の移民政策が「破綻」した原因はフランスが移民を無制限に受け入れてきたことにあり、非正規滞在者や家族的移民⁽⁴⁸⁾はフランスが望んで来てもらったわけではなく、その意味で「押し付けられた移民 (immigration subie)」である。このような移民の存在はフランス経済に貢献するどころかフランスの社会的・経済的負担になっており、これからは「選別された移民 (immigration choisie)」を受け入れるべきだとする。移民関係立法において新たに設定された当該「選別」の基準は「フランス経済にとっての有益度」であり、これに合致しない移民は抑制、排除する。

このような思想を体現するのが本法による「能力・才能 (compétences et talents)」滞在証の新設である (CESEDA L.315-1条～L.315-9条)。これは「その能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的もしくはスポーツの威光に

(45) Jean-Yves Blum Le Coat et Mireille Eberhard, «Législations et politiques migratoires en France», Jean-Yves Blum Le Coat et Mireille Eberhard éd., *Les immigrés en France*, La documentation française, 2014, pp. 49-50.

(46) *Ibid.*, p. 49.

(47) Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.

(48) 家族的移民 (migration familiale) とは、①フランスに正規に滞在している外国人が本国から家族を呼び寄せる場合 (regroupement familial)、②フランス国籍者の家族、③①・②に該当せず、フランスにおける個人的及び家族的な紐帯が強いために、フランスでの滞在が拒否されれば、その個人及び家族生活を尊重する権利に対し均衡を欠いた侵害を与えることになるケース (個人的及び家族的紐帯 liens personnels et familiaux) の3つを指す。参照、鈴木尊紘「フランスにおける2007年移民法——フランス語習得からDNA鑑定まで」『外国の立法』237号 (2008年) 15頁。

有意義かつ持続的な方法で貢献する可能性を有した」外国人が交付対象となる、有効期限 3 年・更新可能な滞在証である。ここで想定される「有益」な外国人は、科学者や研究者、企業家、芸術家、著名なスポーツ選手等とされる。当該滞在証は申請された活動に係るいかなる職種にも、労働市場テストなしに就くことが可能となっている。また、学生に関しても留⁽⁴⁹⁾学生の受入れ条件が緩和され、フランスによる「選別」の対象となる。従来は学業終了後の滞在は認められていなかったが、2006 年法は「学生 (étudiant)」滞在許可証の交付条件を規定する L. 313-7 を改正し、当該滞在許可証の所持者に対して「年間労働時間の 60% を超えない範囲で」、「副次的に」給与所得者として職業活動に従事することを認めた。こうして高学歴でフランス経済にとって「有益」な者は受入側が一定の条件を画⁽⁵⁰⁾定しつつ積極的に受入れられる。

② 正規滞在証交付・更新の条件

第 2 章第 1 節で述べた通り、フランス滞在が長いというだけで正規滞在許可証を交付されるという、非正規滞在の外国人にとって決定的に重要な権利が 1993 年法により奪われた。その結果、彼 (彼女) らが滞在許可証の交付・更新を却下され、同時に強制退去の対象にもならなかった場合には、非正規の身分で無保障状態のままフランスに住み続けるという「退去も正規化もできない」状況に置かれたことは既に指摘した。そして、1996 年夏、非正規滞在者たちによるサン・ベルナル教会占拠「事件」はこの⁽⁵¹⁾ような政策の流れを受けて発生した。1997 年に成立した左派連立のジョス

(49) ある職種に外国人労働者が必要かどうかを審査し、認められた場合には臨時滞在許可証を発行する。審査は県の労働雇用職業訓練局が職種、地域雇用情勢、30 日間の募集の結果等に基づいて行う。

(50) なお、当該滞在証の交付数は 2009 年 369 件、2010 年 319 件、2015 年 220 件と決して多いとは言えない。E.M. Mouhoud, *L'immigration en France. Mythes et réalité*, Fayard, 2017, p. 128.

(51) 約 300 人のアフリカ系移民が正規滞在許可証を求めて約 2 カ月に渡って教会を占拠した。当該「事件」をめぐる詳細な経緯、分析につき、稲葉奈々子「〈サンバ

パン (Lionel Jospin) 内閣はこれを受け、1993年法の修正・改善を実施し、1997年4月24日の法律⁽⁵²⁾ (以下、1997年法と略記する。)において「15年以上前からフランスに常住していることが何らかの方法で証明できる」外国人を含むいくつかのカテゴリーに対して、有効期限1年の臨時滞在許可証を交付するという規定を新設した(1997年法第6条)。1993年法とは異なり、これらのカテゴリーに「正規入国」や「正規滞在」の条件は要請されない。さらに、1998年5月11日の法律⁽⁵³⁾ (以下、1998年法と略記する。)によって、10年以上常住することが何らかの方法で証明できれば、たとえ非正規滞在者であったとしても「当然に」正規滞在証が交付されることとなった(1998年法第5条)。このように非正規滞在者に対する滞在証交付条件は1990年代後半の左派連立内閣下で再び緩和される傾向にあった。

ところが、2006年法は1998年法で確立した非正規滞在者に対する「当然の交付」措置を廃止したのである。2006年以降は「10年以上前からフランスに常住している外国人」に対しても、行政当局は各県に置かれている「滞在証委員会 (commission du titre de séjour)」の意見をきき、「当然に」ではなく飽くまで例外措置としてケースバイケースで滞在証を交付することとなった(CESEDA L. 313-14条3項、2006年法第32条)。また「私生活及び家族」滞在証(CESEDA L. 313-11条)に関しても、例えば「フランス国籍者と2年以上前から結婚している外国人」の規定を廃止して「3年以上前から」という規定にする等、滞在証の交付条件が厳しくなっている。

ピエ)の運動と反植民地主義言説——作動しなかったポストコロニアリズム」竹沢尚一郎編『移民のヨーロッパ——国際比較の視点から』(明石書店、2011年)146頁参照。抗議していた移民の殆どが無抵抗の女性や子どもであったこと、教会の壁を壊して機動隊が移民たちを暴力的に排除したことは、報道等を通じて当時のフランス社会に大きな衝撃を与えた。

(52) 別名ドゥブレ (Debré) 法。Loi n° 97-396 du 24 avril 1997 portant diverses dispositions relatives à l'immigration.

(53) 別名シュヴェヌマン (Chevènement) 法。Loi n° 98-349 du 11 mai 1998 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et au droit d'asile.

③統合政策——「受入・統合契約」

2006年法の特筆すべきもう一点は、「受入・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration : CAI)」が法的義務となったことである (CESEDA L. 311-9 条。2006年7月より実施)。CAI は受け入れた外国人のフランス社会への「統合」を目的とした措置であり、フランス滞在を初めて許可された外国人、又は16歳から18歳の間にフランスに正規に入国し、継続して滞在することを望む外国人が国と締結する契約である。CAI は2003年7月から試験的に本土12県で実施されていたが、2006年法より対象者に締結が義務付けられることとなった。

ここでいう「統合」とは、とりわけ長期滞在希望者に対し、フランス語能力とフランスの共和国的価値観 (特に男女平等とライシテ) を養うことを指す。具体的には、CAI を締結することで市民研修と言語研修を受講することが義務付けられている (これら教育サービス費用はすべて国の負担)。CAI は導入時既に滞在していた非正規滞在の外国人にも締結が義務付けられており、これを遵守したかどうかは滞在証更新の際に考慮される。また、長期滞在許可証の交付時にも当該外国人の「共和国的統合 (intégration républicaine)」が要請される (CESEDA L. 314-2 条)。その判断基準は「フランス語及びフランス共和国を規定している原則について十分な知識をもっていること」(同条) とされる。当該外国人がフランスに統合しているか否かを判断するにあたってはやはり CAI を尊重しているか否かが考慮される。⁽⁵⁴⁾

爾来、一方で自動的な正規化機能を果たしていた「10年常住」規定を廃止し、滞在許可証交付の条件を厳格化することで外国人の置かれた地位をより脆弱な状態にしながら、他方で言語習得や「共和国的価値観」を遵守することを契約として約束させ、彼 (彼女) らが社会的に統合することを地位安定化の条件として厳格に課すこととなった。外国人の権利の拡充よ

(54) 2003年から2006年の間には20万人以上の者が CAI に署名した。CAI の詳細につき、参照、Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, pp. 65-66.

りも共和国の原則を通じた統合が優先されるのである。なお、本法では学生や「能力・才能」滞在証の交付対象者にはCAI締結の義務が免除されている⁽⁵⁵⁾。つまり、CAIはフランスにとって社会的・経済的に「有用」ではない「能力・才能」の物差しからは外れる存在が、それでもなおフランスにとどまろうとした場合にだけ持ち出される、さらなる選別のための装置であるともいえる。

(2) 2016年法⁽⁵⁶⁾

CESEDA等の改正を盛り込んだ2016年3月7日の法律⁽⁵⁷⁾（以下、2016年法と略記する。）は、2006年法の基本理念を引き継ぎながらも、いくつか重要な変更を行っている。

まず、国外から有能な人材をフランスに引き寄せるための滞在資格上の優遇措置として、これまで投資家、研究者、芸術家等6種類に分かれていた先の「能力・才能」滞在許可証を、最大で4年間有効の「有能人材パスポート (passeport talent)」に一本化した(CESEDA L. 313-20条、L. 313-21条、L. 313-22条)。2016年法においてもサルコジが唱道した「選別的移民」政策が引き継がれていることがわかる。

2016年法制定により新設されたものとして注目すべきは、臨時滞在証を持つ外国人がフランスに1年滞在した後、複数年（最大で4年）の滞在を認める新たな滞在証を取得できるようになった点である(L. 313-17条及びL. 313-18条)。これは複数年滞在許可証 (titre de séjour pluriannuel) と呼ばれる。この新たな滞在証は、滞在証更新のために毎年約250万人の外国人

(55) GISTI, *Le guide de l'entrée et du séjour des étrangers en France*, La Découverte, 2008, pp. 68-69.

(56) 本法に関する邦語文献として、参照、豊田透「外国人の滞在資格を改正する法律の制定」外国の立法267(2016年)10頁、菅原真「外国人の権利——フランスにおける外国人の権利に関する2016年3月7日の法律第274号」日仏法学29巻(2017年)137頁。

(57) Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droits des étrangers en France.

が県庁を来訪するという現状を改善するため、手続きを簡素化し、また臨時滞在証から長期滞在許可証への移行を確保するための懸け橋とすることを⁽⁵⁸⁾目指して導入された。この目的に沿って、複数年滞在許可証は移民統合を促進する役割を果たすものと位置付けられたのである。しかしながら、フランス国籍の配偶者をもつ者、期限付雇用の臨時労働者等一定のカテゴリに属する外国人に関しては当該滞在証の交付が認められていない (L. 313-17条 2°)。多くの外国人がこの「例外」に該当するため、結局は多くの者が不安定な地位を余儀なくされ、その実際上の効果を疑う評価もある⁽⁵⁹⁾。結局、「長期滞在許可証だけが将来への何の恐れもなくフランスにとどまることのできる、そして自らを統合することが可能となる唯一のもの⁽⁶⁰⁾」だといえる。

最後に、2006年法で確立した CAI の廃止と、これに代わる「共和國的統合契約 (contrat d'intégration républicaine : CIR)」の新設について述べる。CESEDA L. 311-9 条によれば、初めて滞在許可証を交付される外国人は、フランスに居住することを望む場合、共和國的統合の個別的過程 (parcours personnel d'intégration républicaine) に参与しなければならない。これは外国人の「自律とフランス社会への参入を促進することを目指す」とされる (同条)。そして、この統合過程に従うことを約束することが CIR の締結である。同条によれば、共和国の諸原則、価値観、及び諸制度、並びにフランス社会の組織とフランスにおける生活に結び付いた権利義務の行使に関する市民研修の受講 (1°)、フランス語の習得を目指した言語研修 (2°) 等が契約内容となっている。CAI との違いは研修で要求される言語レベルが引き上げられ、また、市民研修の受講時間は 2 倍と⁽⁶¹⁾

(58) GISTI, *Droit des étrangers en France. Ce que change la loi du 7 mars 2016*, 2017, p. 27.

(59) GISTI, *Droit des étrangers en France*, p. 30.

(60) GISTI, *La carte pluriannuelle. Un titre créé par la loi du 7 mars 2016*, 2016, p. 1.

(61) 欧州評議会が設定した 6 段階の言語設定レベル (A1 : 初級~C2 : 上級) のうち、従来の A1 レベルの研修プログラムから A2 レベルに引き上げられた。

なった。これら市民及び言語研修の質的・時間的な負担が増えたのは、当該能力を向上させ、外国人の求職へと繋げるためだとされている。⁽⁶²⁾なお、本契約を尊重していないと判断された場合には滞在証の交付や更新は認められない。先述の複数年滞在許可証に関しては、CIRにおける参与への熱心さ（*assiduité*）と真摯さ（*sérieux*）を証明し、かつフランス社会と共和国にとって必要不可欠な価値観を拒絶していないことを示さなければならない（同L. 313-17条）。

第3章 「連帯」概念からの検討

ここまで、フランスにおいて外国人が社会保護制度に包摂されるか否かが1993年以降、その滞在の適法性と安定性に依っていること、また2000年代以降は、一度は緩和された正規滞在許可証の交付条件が厳格化し、新たに「統合契約」の締結が義務化されたことをみた。つまり、外国人が一定の社会手当にアクセスする条件の一つに正規滞在証の保持があるため、各政権担当者が滞在証の交付・更新の条件を制限すると、自動的に社会保護を利用できなくなるという仕組みが設定されたのである。

外国人の入国・滞在許可（滞在許可証の交付・更新条件）についての基準設定は第一義的には当該国家の専権事項と位置付けられ、また当該基準も政府が各時代の状況に応じて変更することは一定程度の正当性が備わっているものと考えられる。しかし、外国人の滞在の法的承認やその承認までの過程、様態が、社会保護への権利という憲法上の権利と密接な関係にある以上、そのような枠組み設定が無制約であるとは考えられないのではないだろうか。本稿筆者は、これを憲法上の社会保護への権利を実現する基

(62) フランス内務省 HP 参照。 <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine>（2018年9月1日最終閲覧）なお、2006年法と同様、言語・市民研修はいずれも無料で行われる。

盤となる、「連帯」概念から検討する余地があると考ええる。

第 1 節 「連帯」概念について

CSS はその冒頭で、「社会保障は国民連帯の原理に基づく」こと（1 項）、そしてその保障が「労働者、または適法かつ安定的にフランスに居住するすべての者」（3 項）に及ぶことを定めている（L. 111-1 条）。さらに、疾病保険に関しては、それが普遍的かつ義務的であるとともに、連帯的 (solidaire) な性格を有することを規定する（L. 111-2-1 条）。このように法典の条文だけみれば、各保障制度は連帯概念を原理として実施し、保護の対象は外国人についてはその滞在が適法であり、かつ居住が「安定」している者であると定めていることが確認できる。

他方、フランス 1946 年憲法前文第 11 項は「すべての者 (tous)、とくに児童、母及び老齢労働者に、健康の保護、物質的保障、休息及び休暇を保障する。年齢、身体的又は精神的状態、経済的状态のゆえに、労働不能の状態にあるすべての者 (tout être humain) は、共同体から適当な生活手段を取得する権利を有する。」と規定している。本条文は国家 (Nation) に対し社会的権利の保障を命じ、その実施のための介入を正当化するものと解釈されている。⁽⁶³⁾そしてこの憲法の条文は、社会保護への権利が国民の権利ではなく、より広く人権 (droit de l'homme) を保障するものであるという指摘がある。⁽⁶⁴⁾

以上を踏まえると、戦後においては連帯概念が実定法上も社会保護の基礎として位置付けられていること、そしてその実施のため公権力の介入が予定されていることがわかる。但し、歴史的にみれば、現前する貧困や格差、労働環境の劣悪化等の社会的な諸問題に対し、政治哲学的な基礎とし

(63) Xavier Prétot, «Alinéa 11», Gérard Conac, Xavier Prétot et Gérard Teboul (dir.), *Le Préambule de la Constitution de 1946. Histoire, analyse et commentaires*, Dalloz, 2001, pp. 272-273.

(64) *Ibid.*, p. 271.

て打ち出され、社会立法実施の根拠として連帯は作用してきた。以下では、連帯の規範的内容を確認し、その歴史的な変容過程を追う。

(1) レオン・ブルジョワの「⁽⁶⁵⁾連帯主義」

連帯が法的領域で明確な輪郭が付与され「連帯原理にとって重要な契機⁽⁶⁶⁾ (moment)」とされるのは、第三共和制期である。19世紀末、産業発展の副産物として、フランスは貧困や公衆衛生、劣悪な労働環境等、様々な「社会問題」に直面していた。しかし、19世紀後半の自由主義にとっては貧困等の問題は自助努力や慈善による解決が望ましく、国家や公的機関の介入による個人の生存・生活保障という発想は唾棄すべきものであった。これに対し、当時の社会主義諸勢力は社会問題を個人的問題に還元せず、政治的争点に据える必要性を訴え、公的介入による解決を主張した。この一見調停不可能な対立に対し、見事に応答したのがレオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) に代表される「連帯主義」であった。ブルジョワは1896年に『連帯』を上梓し、自らが依って立つ連帯概念について述べている⁽⁶⁷⁾。

ブルジョワは、既存の社会の構成員が相互依存の関係にあるという事実上の連帯から自らの議論を出発し、この結び付きが均衡のとれたものとなる状態、すなわち「正義」の実現を規範として命じる、社会的連帯 (solidarité sociale) こそが、貧困や労働問題等の社会問題を解決するものであるとした⁽⁶⁸⁾。そして社会的連帯を理論的に導出するために、彼は「社会

(65) ブルジョワの連帯主義については数多くの論考がある。一例として、中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣、1973年）194-202頁、田中拓道『貧困と共和国——社会連帯の誕生』（人文書院、2006年）177頁、Michel Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français. Le passé, le présent et l'avenir de la Solidarité*, L.G.D.J., 1996, p. 363, Marie-Claude Blais, «Solidarité : une idée politique?», in: IFR, actes de colloques n° 6, *Solidarité (s), perspectives juridiques, sous la direction de Mayvonne Hecquard-Théron*, Press de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, p. 41.

(66) Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, p. 510.

(67) Léon Bourgeois, *Solidarité*, 7^e éd, Paris, 1912.

的負債 (dette sociale)」及び「準契約 (quasi-contrat)」の概念を参照する。「社会的負債」とは、すべての者は既存の社会に生まれ、否応なしに過去から蓄積された様々な資源を享受し、これを後の世代に向けて発展させる義務を負うという意味で、生まれながらに当該社会における負債者⁽⁶⁹⁾ (débiteur) であることを意味する。この「社会的負債」を無限定に拡大して社会主義的発想にのみ依拠するのではなく、「準契約」の理論によって自由主義的発想も採用する。すなわち、当該負債の内容と負債者の範囲の画定は、既存の社会に存在する自由な構成員同士による同意に依拠しなければならず、このような遡及的疑似的な「暗黙の承認」を「準契約」とし、各個人が負う社会的負債が無制限ではないことを示した。このような理論立てによって社会の内部に生じた不公正の修復や互惠性の欠如を改善するための再分配を社会の構成員が相互に要求し得るようになり、その実施によって社会的連帯、つまり「正義」の法的実現が可能となる。こうしてブルジョワは、社会問題に対して立法による国家介入を正当化しながら、これが自由かつ平等な諸個人の同意に基づくべきであると観念し、自由主義でも社会主義でもない途を提示する⁽⁷¹⁾。

(2) 第三共和制期の「連帯」

ブルジョワが主導した連帯主義の実践的帰結として、19世紀から20世紀の転換期に労働災害補償を始めとする各種社会保険制度が整えられていく。先述の通り、連帯概念は、フランス社会でそのメンバーが共に生活を営み、時間的・空間的に互いが依存関係にあるという明白な事実から出発している⁽⁷²⁾。すると一見、社会手当に与る者が誰であるかは自明のように思

(68) *Ibid.*, p. 89.

(69) *Ibid.*, p. 46.

(70) *Ibid.*, p. 61.

(71) Léon Bourgeois, *Solidarité*, in Léon Bourgeois (présentation Marie-Claude Blais), *Solidarité, L'idée de Solidarité et ses conséquences sociales*, Le bord de l'eau, coll. Bibliothèque républicaine, 2008, p. 197.

われる。しかし、連帯が法制化される第三共和制期において、連帯の名の下に実施される保障が及ぶ範囲は一様ではなかった。つまり、19世紀末の連帯主義は社会的領域における新たな法的指針を付与したものの、立法における「債権者 (créanciers) が誰なのか」、その保障形態はいかなるものであるのか、「連帯それ自体には、どんな応答もなかった」⁽⁷³⁾のである。実際、本稿の関心たる外国人の扱いについても、政治舞台に登場したばかりの当該連帯という規範に、彼(彼女)らが包摂される存在なのか否かは非常に大きな問題になっていた。ボルジェット (Michel Borgetto) は、20世紀初頭の連帯の法制化にあたっての外国人の扱いに関するいくつかの立場を紹介している。例えば、1905年7月14日「高齢者、障害者、及び不治者の扶助に関する法律」⁽⁷⁴⁾の制定に当たり、社会主義者のヴァイヤン (Édouard Vaillant) は、すべての外国人を包摂する、より広範囲の社会的連帯の責務があることを主張し、本法の対象に外国人を含めるべきだとし⁽⁷⁵⁾た。これに対し、マルタン (Bienvenu Martin) は「すべてのフランス出身者 (enfants) を結ぶ連帯の責務において、扶助が資源を持つことのできる権利であると考え、この権利は論理的に国籍保有者にしか属さない。」⁽⁷⁶⁾とし、外国人を保障対象から除外することを強調した。このように、19世紀から20世紀の転換期においては、連帯は社会立法制定の際、外国人を

(72) *Ibid.*, p. 23, Marie-Claude Blais, *La Solidarité. Histoire d'une idée*, Gallimard, 2007, p. 39.

(73) François Ewald, *L'État providence*, Grasset, 1986, p. 329. ここで用いられる「債権者」という言葉について付言すると、フランス憲法において「～からの自由」(droits-libertés)との対比で用いられる国家に対する請求権 (droits-créances) が1946年憲法前文によって確立したとされ、中でも前文第11項は各種社会手当を請求する権利を指すが、「créanciers」はこの権利の権限を有する者を指している。参照、Laurence Gay, *Les «droits-créances» constitutionnels*, Bruylant, 2007, p. 112. 本稿においても引用を含め、この意味で用いることとした。

(74) Loi du 14 juillet 1905 relative à l'assistance obligatoire aux vieillards, aux infirmes et aux incurables privés de ressources.

(75) Cité in Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, p. 430.

(76) *Ibidem*.

保護する根拠にも排除を正当化する根拠にも用いられ⁽⁷⁷⁾、ボルジェットによれば連帯はこの意味で「可鍛性 (malléabilité)」⁽⁷⁸⁾を備える概念であった。

連帯の理論は社会のすべての構成員を互いに連帯の「債権者」、「債務者 (débiteurs)」の関係にし、社会的負債の概念はこれら構成員を結ぶ普遍的なものとして表れる性質のものである。しかし、上述の通り連帯の内実は⁽⁷⁹⁾自明なものではなく、その外延は非常に曖昧なものであったといえる。

第 2 節 外国人と「連帯」概念

(1) 1946年憲法と「連帯」概念

フランスの第二次世界大戦による被害は甚大なものであり、様々な領域で国家の復興が喫緊の課題であった。⁽⁸⁰⁾このような時代状況にあって、社会保障システムも再設計されることとなる。新たなフランスの社会保障計画は「国民連帯」を究極の目標に掲げ、保護の人的範囲の拡張を目指した。

(77) なお、第三共和制期に成立した1905年法を含む社会立法は結果的にその対象から外国人を除外した。また、1898年4月9日の労働災害に関する法律は、移民が労災に遭ったとしても家族がフランスに住んでいなければ補償金の支払いを受けることができず、就労不能になって帰国を望む外国人には3年分の年金と引き換えに補償金の支払いは停止された。参照、渡辺和行『エトランジェのフランス史』(山川出版社、2007年)77頁。第三共和制期の露骨な排外主義的思想は、普仏戦争敗北後(1871年)にフランスがアルザスをドイツに割譲せざるを得なくなったことで国民性 (nationalité) に関する論争が生じていたこと、1894年のドレフェス事件とこれを純粋なフランス人ではないゾラ (Émile Zola) が擁護した (ゾラは反ドレフェス派の行動を「そそのかされた外国人という妖怪を持ち出し、愛国心を高揚させようという卑劣な試み」として批判した。) こと等、様々な社会的要因が背後にある。同66-70頁、94-96頁参照。

(78) Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, p. 442.

(79) Blais, *La Solidarité. Histoire d'une idée*, p. 39. プルジョワによれば、個人は既存の社会に参入することを免れず、「人は生まれながらに負債者あるいは債権者である」。Blais, «Solidarité : une idée politique?», p. 41.

(80) 老若男女併せて60万人が死亡し、戦後の復興には500万人の労働力が不足していると言われた。渡邊啓貴『フランス現代史——英雄の時代から保革共存へ』(中公新書、1998年)15頁。

第三共和制期に発展した各種保険制度は主として賃金労働者及びその家族の生活を保障するものであったが、戦後の社会保障はこのような保険 (assurance) にとどまらず、自営・自由業者や農業労働者へと対象を広げ、再分配のメカニズムにより最終的には「すべての国民 (ensemble population du pays) を対象とする」という一般化原則 (généralisation) に基づいて社会保障を実施することを標榜する。⁽⁸¹⁾そして同時期、1946年憲法の制定により、憲法上保障される基本的諸権利のなかに社会的な権利が加えられることとなる。⁽⁸²⁾

しかし、第二次世界大戦を経た後も、当国の社会保障は依然として労働者の地位を保護するシステムにとどまり、これを有しない者への適用はなされてこなかった。パリエ (Bruno Palier) はその理由を以下のように説明する。戦後社会保障を計画した者たちの意識 (esprit) の中では「市民 (citoyen) と労働者との間に大きな違いがなかった。(計画者たちにとって——筆者) あらゆる市民は既に労働者であるか、あるいは労働者になるべき存在である。(中略) 社会保険システムを存続させることは、すべての市民が同じ体制のもとにいる限り問題にはならない」⁽⁸³⁾のであった。フランス戦後社会保障システムは完全雇用の実現を前提にし、社会保険制度により労働者及びその家族の地位や生活を保護することを目的とする。労働者による社会保障費の支出によって、この者は「保障された」状態になるの

(81) ピエール・ラロック (Pierre Laroque) によるラロック・プランの内容を指す。ラロックは社会保障の一般化、単一金庫 (caisse unique)、自律性 (autonomie) の三原則を掲げた。ラロック・プラン及び戦後フランス社会保障システムについては下記を参照。加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴——ラロックプランの成立まで」北大法学論集35巻3・4号 (1984年) 133頁、田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」『福祉国家の展開 [1]』(東京大学出版会、1985年) 113頁。

(82) Bruno Palier, *Gouverner la sécurité sociale. Les réformes du système française de protection sociale depuis 1945*, PUF, 2005, p. 75. また、連帯が憲法上の規範として確立していく過程について参照、拙稿「フランス『連帯』概念の憲法上の位置付け」252-259頁。

(83) Palier, *Gouverner la sécurité sociale*, p. 75.

である。当時の連帯はその「債権者」、つまり保障に与る者を「収入を得て、保険料を支払う労働者」に設定していたものと考えられる。

このような就労収入、及びこれに伴う保険料の拠出によって「債権者」を画定する「職業的連帯 (solidarité professionnelle)⁽⁸⁴⁾」が戦後フランス社会保障の特徴であった。しかし、カマジ (Laure-Emmanuelle Camaji) によれば、社会保障の原理である「国民連帯」の実践は、職業的連帯だけがその様式なのではない。⁽⁸⁵⁾ 実際、戦後社会保障が前提としていた完全雇用は徹底されず、また、就労能力を有さない生活困窮者に対する保障の問題が残されたままであった。計画策定の時点では扶助は保険システムに組み込むことによって解消され、その消滅が期待されていたが、結果的には1953年⁽⁸⁶⁾に改革がなされ、扶助は「社会扶助 (aide sociale)」へと名称を変更し、⁽⁸⁷⁾ 既述した補足手当や、成人障害手当 (allocation aux adultes handicapés : 1975年創設) 等、非拠出の手当が整備されていくこととなった。これは、連帯が憲法上の社会保護への権利を実現する規範としての地位を獲得し、職域にのみ及ぶ保護という発想を、連帯が採用し得なくなったことの現れではないだろうか。CSS に規定される「国民連帯」の具体的な中身、つまり社会保護上の「債権者」の画定は、憲法上の連帯によって制約を受ける可能性が生じたのである。

憲法上保障される権利の「債権者」を、より「すべての者」に近付けたのは、1988年 RMI 制度創設であった。RMI 制度導入まで、就労できない「特別な」理由なしに最低所得を保障するという発想がフランスには存在しなかった。先述の通り、当国の社会保障システムは完全雇用を前提とし、たとえ失業してもそれは摩擦的、例外的な出来事と観念され、稼働年

(84) Laure-Emmanuelle Camaji, *La personne dans la protection sociale. Recherche sur la nature des droits des bénéficiaires de prestations sociales*, Dalloz, 2008, p. 99.

(85) *Ibidem*.

(86) Décret n° 53-1186 du 29 novembre 1953.

(87) 扶助 (assistance) は受給者に貧困者のスティグマを刻印するものとして、長年否定的な感情をもって捉えられていた。

年齢層への手当は不要なものとされていたのである。しかし、1970年代に直面した経済危機はフランスの稼働年齢層を集団かつ長期の失業へと陥れ、いかなる保障システムにもアクセスできない生活困窮者を大量に生み出した。また、これらの貧困者の多くは家族や会社、学校という社会的な基盤をも喪失した状態に陥っていたため、当時認識された社会問題は、従来の金銭的な欠如としての困窮状態のみならず、社会的紐帯からの脱落という深刻な問題を含むものであった。

以上の事態はフランスの社会保障原理に転換を迫り、その成果はRMI制度へと結実する。最低所得保障の条件に長らく存在した「就労不能」の条件が取り払われ、所得が一定以上に満たない場合、稼働年齢層であっても手当を得ることが権利として観念されたのである。このような「債権者」の拡張という原理的な転換を可能にしたのも、やはり連帯概念であった。RMI制度の導入において特筆すべきは、本制度創設者達が1946年憲法前文第11項に規定された社会保護への権利に言及し、当該権利が長きに渡り実現されなかったこと、そしてこの権利の実現は労働と強く結び付く職域の「水平的な連帯」ではなく、これを乗り越える新たな連帯によって可能であるとした点である。⁽⁸⁸⁾

（2）外国人の社会保護への権利

RMI制度は、1946年憲法前文第11項に規定される社会保護への権利が「本質的に社会の結合（cohésion de la société）と関係を持つ性質を備えている」⁽⁸⁹⁾ ことの一つの現れであった。本制度は社会的基盤の喪失を明確に権利侵害として位置付け、排除された者にはこれを回復する権利があり、同時に共同体にはこの回復に全力を尽くす義務があったとした。そして20世紀末に直面した社会的困難に対するアプローチとして、個人と共同体の間にある権利義務の引き受け直しを行い、両者の関係を再定位したのであ

(88) 拙稿「フランス『連帯』概念の憲法上の位置付け」258-279頁。

(89) Prétot, «Alinéa 11», pp. 272-273.

る。

このように、現前する社会問題がフランス社会の構成員を分断し、一定層を貧困状態に陥らせていた場合には、社会的な結合、結び付きを回復する途を模索しなければならないというのが、1946年憲法第11項に規定された規範の一つであると言える。そして憲法上の社会保護、社会的紐帯を確保する権利は、連帯によって具現化される。

ここで、この憲法規範を外国人との関係で考えてみたい。もう一度確認すると、現在、フランスにおける外国人の社会保護へのアクセスの可否は、その滞在の適法性と居住の安定性によって決定される。つまり、不法滞在の外国人は一定の基礎的な保護を除き、保険及び非抛出の各種手当を受給することはできない。さらに、不法滞在の外国人が正規の滞在許可証、とりわけ長期のそれを確保するに至るプロセスは制限され、2006年からはフランスにとって「有益」な存在であるか否かの「選別」が開始された。これら障害をクリアしなければ、当該外国人は物的・精神的安定を欠いた状態でフランス社会の中で生きていかなければならない。

しかし、このように社会保護へのアクセスの可否について滞在許可証の保持を基準とすること、及び滞在許可証の交付の際に「選別」を行うことは無制約に許容されるものなのであろうか。本稿筆者は、このプロセスに対する憲法上の統制を可能にするのが連帯であると考え。というのも、滞在が不法であったとしても、フランス社会の一構成員として相互依存関係の一部を担ってきた外国人は一定程度存在し、現在もフランス社会を下支えする外国人と共生しているという現実があるためである。こうした外国人が連帯の「債権者」としての地位を既に得ているのであれば、その外国人をフランス社会及び経済発展にとって「有益」ではないとして排除することは、連帯の規範からは許容されないのではないだろうか。

戦後の国家再生に当たり、労働力不足を補うためフランスは外国人労働者を積極的に受け入れ、当該外国人は炭坑や自動車工場等で働き、所謂「栄光の30年」と呼ばれるフランスの経済成長を支えてきた。当時のフラ

フランス政府は経済成長を優先させ、不法滞在者の取り締まりは殆ど行わず、移民の割合はこの時代に急増した。しかし、経済危機後、1974年当時ジスカール・デスタン（Valéry Giscard d'Estaing）政権は失業率の上昇を懸念し、就労を目的とする移民の受入れを突如停止する。実際、フランスは1980年代以降失業率が増大し、1983年から1989年の間には毎年約12万人の失業者を生み出したが、その危機に最も晒されたのは外国人労働者であった⁽⁹¹⁾。このような外国人労働者達の多くは受入れ停止後に短期旅行ビザや仲介業者によって合法または不法に入国し、滞在許可証を持たぬまま労働に従事した者達である。彼（彼女）らは、建設業や縫製業、警備業、清掃業等、「フランス人に見捨てられたセクター」⁽⁹²⁾において過酷な労働条件で働く。しかし、これらセクターはフランス社会において必要不可欠な領域であることは疑いようがなく、最も不安定な状況に晒されながらもこれを支えてきたのは外国人労働者であった。

繰り返すように、連帯の理論とは社会の構成員同士が互いに依存しているという明白な事実から出発している。但し、このような事実上の連帯は「不正義（*injuste*）ではないが、没正義（*ajuste*）」⁽⁹³⁾であり、社会という領域で構成員同士の間に生じた所得格差や健康面等の不均衡を是正する必要がある。そこで、これら不均衡を解消する社会的連帯を確保することがかつての連帯主義が目指したものであった。

フランスは時代毎に連帯によって社会的な困難を乗り越えてきた歴史を有する。連帯の境界を事実によって点検し、1946年以降はこれを憲法の原理に沿った形で修正してきたのである。無論、連帯の「可鍛性」は時に政

(90) 例えば、フランス自動車メーカーのルノーは1960年代から80年代にかけて急成長を遂げるが、この組立て工場で働くのは殆どが移民であり、職場が「移民工場」であったという証言を紹介するものとして、本間圭一『パリの移民・外国人——欧州統合時代の共生社会』（高文社、2001年）12-20頁。

(91) Monsieur Éric Maurin, «Les étrangers : une main-d'œuvre à part ? », *Economie et statistique*, 1991, p. 44.

(92) *Ibid.*, p. 46.

(93) Bourgeois, *Solidarité*, p. 169.

争の具ともなり、ある一定層を排除する論理へと転化する場面もある⁽⁹⁴⁾。特に外国人の扱いに関しては、「国民連帯」の「国民」を強く血のつながりと意識して、外国人を排除する方向に用いられた経験もある⁽⁹⁵⁾。これは連帯が内在的に有する一つの「限界」であるともいえる。また、先に指摘した通り、連帯の名宛人は不確定であり、その「債権者」をアプリアリに特定することは出来ない性質を持つ。従って保護の対象者の画定も含め、社会保護実践の具体的な方法はその時代の立法者に裁量が委ねられていることは確かであり、これは1993年憲法院判決においても確認されている。

しかしながら、1946年憲法前文第11項は社会保護への権利を実現する「債務者」が国家 (Nation) であることを明らかにしており、また「国家によって選択された連帯の程度 (degré) が何であれ、社会保護が、社会の構成員同士間にある連帯の領域に属するものであることは明らかである⁽⁹⁶⁾」⁽⁹⁷⁾。連帯の理論を厳密に解釈すれば、外国人の社会保護へのアクセスは正規滞在者という地位ではなく、連帯における「債権者」という地位が一つの根拠なのであって、滞在の適法性の要件を課すことでこれを排除することは認められないのではないだろうか。このような規範的統制が、連帯によって可能になると考えられる。

以上により、1946年憲法前文及び社会保護への権利が、「社会がその構成員を援助しなければならないという思想⁽⁹⁸⁾」を体現するものであり、それが「債権者」としての地位から生じるのであれば、ある外国人を連帯に包

(94) RSA 制度の「連帯」を批判的に検討するものとして、拙稿「フランス RSA 制度における『連帯』概念の位置付け」283頁。

(95) 第三共和制期、扶助立法の導入に当たってある国会議員は、当該扶助は「フランス人という集団 (famille)」、同時に「兄弟 (frère)」の連帯によるものであるとして、手当の対象者 (= 連帯に含まれる者) をフランス国籍保持者に限定すべきだと主張した。Cité in Ewald, *L'État providence*, p. 330.

(96) Prétot, «Alinéa 11», p. 273.

(97) Camaji, *La personne dans la protection sociale*, p. 98.

(98) Jean-Pierre Chauchard, «La Sécurité sociale et les droits de l'Homme», *Droit Social*, 1997, p. 48.

摂するか否かを判断する際に、滞在の合法性・違法性という基準は、必ずしも必要不可欠ではないと考えられる。確かに、先述の通り社会保護の実施様態は基本的に政府の裁量に属し、また、外国人への滞在許可証をどのような形で発給・更新するか等の政策は、第一義的には国家にその決定権がある。ただ、これをあまりにも強調すると、本来は連帯の領域に含まれる筈であった者をも排除してしまう可能性がある。少なくとも、非正規滞在者の合法化、つまり社会保護への権利を承認する根拠を、当該外国人の「能力」や経済的「実用性」、あるいは国民感情に求めることは、連帯の観点からは誤りなのではないだろうか。憲法上の社会保護への権利を実践する連帯は、その意味で政治的決定には譲歩せず、むしろこれを乗り越え、社会保護からの不当な排除を憲法の原理に反するものと判断する契機を含む概念だと考えられる。

結

2015年1月7日、フランスは未曾有のテロに見舞われた。新聞社『シャルリ・エブド (Charlie Hebdo)』のパリ市内編集室が襲撃され、犯人は同時にユダヤ系スーパーマーケットで人質をとり立てこもった。これら一連の襲撃事件の犯人はいずれも移民の親のもとフランスで生まれ育ち、犯人に殺害された警官はアルジェリア移民の家庭でやはりフランスで生まれ育った。事件に巻き込まれたスーパーの客はチュニジア人であったし、人質を安全な場所へ誘導した倉庫係はマリ人で、2006年にフランスに移住し、2014年に帰化申請をしていた⁽⁹⁹⁾。この事実は移民がフランス社会に遍在している証左であるといえよう。これまでみた通り、移民政策は政権交代毎に変更

(99) François Héran, «L'immigration en France. Des chiffres en débat», *Cahiers français*, n° 385, 2015, La documentation française, p. 3. なお、数の上では、2015年時点でフランス総人口約6600万人の中で約550万人の移民が生活を営み、5年間で新たにヨーロッパ圏外出身者20万人が滞在者の交付を受けている。また非正規滞在者は約30万人いると推察されている。 *Ibid.*, p. 6, p. 8.

がなされ、選挙の際には最大の争点にもなり、非正規滞在者を含む移民の「暴動」によってフランス全土に非常事態を宣言するまでに至る等、フランス社会にとって移民の存在は文字通り計り知れない程に大きいのである。

本文で言及した通り、戦後フランスは深刻な人口減少に陥り、これを補うためにアフリカ諸国等の旧植民地国を中心として大量の外国人労働者を呼び寄せた。しかし経済危機に直面した後、突如受入れ停止を宣言し、門戸を閉ざした。夙に指摘されるように、受入れ停止以降外国人労働者たちは呼び寄せた家族と共に定住し始め、移民の人口は増えていった。こうして1974年以降にフランスに到着した者を中心に、正規の滞在証を持たずにフランスで労働に従事する非正規滞在者の問題が生じる。先述の通り、彼(彼女)らは安価な労働力としてサービス業や建設業、清掃業といった低賃金労働に従事し、また社会保護の対象外であるため多くの社会的リスクに剥き出しで対峙しなければならない。それでもなおなぜ外国人がこのような仕事を引き受けるかといえば、母国では叶わないより良い生活を送り、子ども達に教育の機会を与えるには他に選択肢がないためである⁽¹⁰⁰⁾。そして法的に禁止されていながらも、安価で柔軟性のある労働力に支えられていた企業はそのような者達を利用し、フランス社会はこれを黙認し続けていた⁽¹⁰¹⁾。日本においても、外国人労働者に対して門戸を開こうとしているが、この先政治的あるいは経済的力学によって彼(彼女)らが真っ先に排除の対象となる可能性は高い。如上の外国人労働者呼び寄せを巡るフランスの歴史から日本が学ぶべきことは多いだろう。

1993年法は不法滞在者を社会保護の対象外とし、さらに2000年代以降は露骨な国益主義の下、外国人の正規化への道程はより困難なものとなった。しかしながら、出自が異なるとはいえ、フランスでフランス人と共に

(100) Mouhoud, *L'immigration en France*, p. 53.

(101) Michèle Tribalat, *Cent ans d'immigration, étrangers d'heir, Français d'aujourd'hui; apport démographique, dynamique familiale et économique de l'immigration étrangère* PUF, 1991, p. 259.

生きることを選択し、戦後の経済成長を支え、現在も就労等を通じ社会を下支えしている多くの非正規滞在者を社会保護が依拠する連帯の規範から外すことは、そう簡単には導出できない結論なのではないか。

第2章第1節で言及した通り、1984年法においては非正規滞在者であっても一定程度の年月が経過すれば自動的に10年間の長期滞在許可証を得ることが可能であった。このような措置の導入を正当化したのは、非正規滞在者であっても「フランスに長く居住しているということは、彼らが国民生活に統合されている」証拠だという考え方であった⁽¹⁰²⁾。当該措置は非正規滞在者たちがフランス社会を支える一構成員であり、彼（彼女）らと相互依存関係にあるという明白な事実によって連帯を再構成し、社会保護への回路を確保しようとした試みであったとも考えられる。

今一度、フランスで生活を送る非正規滞在の外国人が社会保護から脱落していること、また、それらの者に対する失業や貧困の積極的な改善措置が講じられていないことを憲法上の連帯概念から点検し直すべきである。社会的事実を等閑視し、排斥的な思想を鼓吹することは、連帯の規範からは大きく外れている。「シャルリ・エブド」事件の容疑者がフランスで生まれ育ち、彼らがいずれも貧困や差別に耐えながらフランス社会の底辺で生きてきたこと⁽¹⁰³⁾、この事実正面から向き合うことが、連帯の新たな輪郭を模索する第一歩となる。

【付記】 本稿は早稲田大学特定課題研究助成（課題番号2018S-022）による研究成果の一部である。

(102) 高山「フランスにおける不法移民対策と社会統合」74頁。

(103) 鵜飼哲「一月七日以前：アラブ人の友人たちとの対話から」現代思想43巻（2015年）47頁。鵜飼は、1989年パリ郊外クレイユの公立学校からヴェールを被った女子生徒が排除された事件当時、「シャルリ・エブド」事件の実行者達がまだ10歳に満たない少年であったこと、強盗未遂事件で親友を警察に殺されたという過去を持つこと等を挙げ、旧植民地出身のムスリム家系に生まれた彼らが教育・生活環境等においていずれも「底辺で生きてきた人々」であることに注意を払うべきであるとす。